

第1回ふたばグランドデザイン検討委員会 次第

日時：平成29年8月1日（火）14:00～

場所：双葉地方会館 大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 町村会会長挨拶
- 4 設置要綱の確認
- 5 委員等の紹介
- 6 委員長の選出
- 7 議事
 - (1) 検討委員会の開催目的について
 - (2) 双葉郡の現状について
 - (3) 全体スケジュールについて
 - (4) 意見交換
- 8 その他
 - ・次回の日程について
- 9 閉会

ふたばグランドデザイン検討委員会名簿

(平成 29 年 8 月 1 日～平成 31 年 7 月 31 日)

町 村 名	氏 名	備 考
広 野 町	本 多 明	
檜 葉 町	大和田 賢 司	
富 岡 町	高 橋 浩 一	
川 内 村	猪 狩 貢	
大 熊 町	石 田 仁	
双 葉 町	金 田 勇	
浪 江 町	宮 口 勝 美	
葛 尾 村	馬 場 弘 至	

ふたばグランドデザイン検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた双葉郡においては、町村毎に復興の進展状況が異なることから、直面する課題も様々である。そのような状況において、双葉郡が一体となり「明るい未来の双葉郡」を思い描き、復興の推進力としていく必要がある。そこで「明るい未来の双葉郡」の実現の第一歩としてふたばグランドデザインを策定するため、ふたばグランドデザイン検討委員会（以下単に「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、双葉郡8町村の各町村長が指名する当該町村の副町村長の職にある者（以下「委員」という。）をもって、8名で構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員により互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員が会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。

(会議の情報等)

第5条 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長が公開に適さないと特に認める場合には、非公開とすることができます。

- 2 委員会の資料は、原則として公表する。ただし、委員長が公表に適さないと特に認める場合には、非公表とすることができます。

(会議録)

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所

- (1) 出席者の氏名
- (2) 議事の概要
- (3) その他必要な事項

2 会議録は、委員及び委員以外の出席者の確認を得た上で、委員長が署名して確定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、双葉地方町村会において処理する。

(その他)

第8条 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員と協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は平成29年5月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会は、第4条第1項の規定にかかわらず、双葉地方町村会長が招集する。